

平成20年7月17日

各位

株式会社マツモトキヨシホールディングス

弊社子会社 株式会社マックス社員 薬事法違反の罪による略式起訴について

このたび、弊社子会社である株式会社マックス（本社：新潟県新潟市）は、健康食品である「ノニ原液ジュース」のチラシおよび掲示物において薬事法に抵触するおそれのある表現があったことから、平成20年6月12日より当局の捜査を受けておりましたが、本日（7月17日）薬事法第68条（未承認の医薬品の広告）違反の罪で社員2名が当局に略式起訴されるという事態が発生いたしました。

弊社は、かねてより、薬事法の遵守について、グループを挙げてその趣旨の徹底を図ってまいりましたが、今回、このような事態となりましたこと、お客様ならびに関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社は、薬事法遵守の更なる徹底を継続的に実施し、二度とかかる事態を起こさない決意で、グループ役員・全従業員を挙げて、信頼回復に努めてまいります。

1. 薬事法違反の内容

弊社子会社である株式会社マックスは、平成18年11月より、健康食品である「ノニ原液ジュース」の販売をおこなっておりました。平成20年6月12日に、健康食品である「ノニ原液ジュース」のチラシおよび掲示物において薬事法に抵触するおそれのある表現があったことにより、当局の強制捜査を受けました。

その後、当局の捜査に全面的に協力してまいりましたが、平成20年7月17日に薬事法第68条（未承認の医薬品の広告）違反の罪で株式会社マックスの社員2名が略式起訴されました。

2. 株式会社マックスにて販売した当該商品の取り扱い

株式会社マックスにて販売いたしました当該商品（「ノニ原液ジュース」）は、当局による捜査直後に販売を停止し、お客様のご要望により返金等の対応を6月12日より株式会社マックス全店舗にておこなっております。

3. 再発防止策

弊社といたしましては、グループコンプライアンスの観点から、今後弊社グループにおいて同様の問題を発生させないための再発防止策を策定中でございます。

また、薬事法遵守を再徹底するため、各社での教育・研修体制の強化を図り、二度とかかる事態を起こさない決意で、グループ役員・全従業員を挙げて、信頼回復に努めてまいり所存であります。

4. 子会社概要

商 号：株式会社マックス

本社所在地：新潟県新潟市中央区鳥屋野 2 1 5 番地 8

代 表 者 名：代表取締役社長 井浦 康晴

以上